

## 佐世保市胃がん検診実施要領（胃透視）

佐世保市における胃がん検診（胃透視＝バリウム）については、下記により実施するものとする。

### （対象者）

第1条 対象者は佐世保市に住所を有する30歳以上の市民（佐世保市に居住する者で、やむを得ない事情により佐世保市に住民票を異動することができないと佐世保市が認めた者を含む）とする。ただし、次の者は除くものとする。

（1）法令に基づく胃部検診の対象者。

（2）胃・十二指腸疾患などで治療中の者及び定期観察中の者。

（3）口腔・咽・喉頭部、大腸などに疾患があり検査が不可能と医師が判断した者。

2 前項に定める者のほか、高齢者の医療の確保に関する法律第7条に規定する医療保険各法に基づく健康保険組合等並びに事業所・施設等が保健事業・福利厚生等として実施する胃部検診を受けることができる者は原則として佐世保市胃がん検診の対象としない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

### （実施回数）

第2条 胃がん検診の実施回数は、同一人について年度内に1回、受診者本人が胃透視または内視鏡検査のどちらか1つを選択して行うものとする。

### （受診者の自己負担）

第3条 生活保護受給者、中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者、市民税非課税世帯の者及び70歳以上の者の自己負担金は無いものとする。それ以外の受診者の自己負担金は、30歳から39歳までは3,000円、40歳から69歳までは1,000円とする。

2 佐世保市国民健康保険加入者については、佐世保市国民健康保険特別会計が負担するので、本人負担はない。

### （検診実施機関）

第4条 次の医療機関が実施するものとする。

（1）この検診は佐世保市が委託する医療機関が、実施することとする。

（2）実施医療機関の医師は、日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器がん検診学会等の会員であることが望ましい。

### （周知の方法）

第5条 佐世保市は、広報させば、町内回覧等により適宜、対象者への広報を行うものとする。

(検診の実施)

第6条 検診項目は、問診及び胃部エックス線検査とする。

(1) 問診

現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

(2) 胃部エックス線検査

胃部エックス線検査は、原則として直接撮影とし、その方法等については日本消化器がん検診学会の方式(最低8枚)によるものとする。

(3) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つとともに、副作用等の事故に注意する。

(4) 読影に関しては、十分な経験を有する複数の医師による読影が可能な医療機関は、当該医療機関で責任を持って読影を行うものとする。

(5) 前号以外の医療機関は、医師会の読影会で読影を行うものとする。医師会の読影会へドライフィルムで提出する場合は、1コマのサイズが読影に支障のないような設定で印刷するものとする。

(6) 医師会の読影会に読影を依頼する医療機関は、撮影及び読影技術の向上を目的とした研修として、年に2回以上、当該読影会に参加するものとする。

(7) 一次検診実施医療機関は日本消化器がん検診学会の定めるところにより精度管理を行うものとする。

(結果の通知及び請求)

第7条 検診結果については一次検診実施機関が精密検査の必要性の有無を記入し、受診者へすみやかに知らせる。

2 精密検査の必要な者については、一次検診実施機関が精密検査の適切な受診指導を行うものとする。

3 一次検診実施医療機関は、胃がん検診受診者名簿(胃透視)に検診結果を記入し、佐世保市にがん検診(一次)委託料請求書と共に月毎にまとめて検査月の翌月20日までに報告するものとする。

4 胃がん検診カルテ(胃透視)は4枚複写になっているので、1枚目は医療機関保存用、2枚目は受診者への通知用、3枚目は保健所報告用、4枚目は医師会報告用とする。

(精密検査)

第8条 精密検査機関は、十分な精密検査が可能な機関とする。

2 一次検診実施医療機関は、胃がん精密検査結果連絡票に必要事項を記入のうえ受診者へ渡し、精密検査の受診を勧め、その際、連絡票を提出するよう説明する。

3 精密検査を実施した医療機関は、その結果についてすみやかに一次検診実施医療機関に胃がん精密検査結果連絡票にて報告するものとする。

4 一次検診実施医療機関は、すみやかに保健所と医師会へ胃がん精密検査結果連絡票にて報告

するものとする。

5 精密検査は、保険診療扱いとする。

(記録の整備)

第9条 検診実施医療機関において、胃部エックス線写真及びデジタル画像及びカルテ等は5年間保存とする。

(精度管理)

第10条 一次検診実施医療機関は佐世保市からの求めに応じ、がん検診チェックリストを佐世保市に提出し、チェックリストに基づく検討を実施する。

(その他)

第11条 この要領にない案件等が生じた場合は、必要に応じて佐世保市と佐世保市医師会の両方で協議するものとする。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。